

## 令和5年第2回春日井市議会臨時会提出議案目次

議案番号	議	題	
第36号議案	令和5年度春日井市一般会計補正予算（第2号）	……………	1
第37号議案	春日井市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について	……………	3
第38号議案	春日井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について	……………	8
第39号議案	岩成台保育園建替工事（建築）の請負契約について	……………	11
第40号議案	岩成台保育園建替工事（機械）の請負契約について	……………	12
第41号議案	前並保育園建替工事（建築）の請負契約について	……………	13
第42号議案	前並保育園建替工事（機械）の請負契約について	……………	14
第43号議案	旧西藤山台小学校施設体育館大規模改修その他工事の請負契約について	……………	15
報告第10号	令和5年度春日井市一般会計補正予算（第1号）の専決処分について	……………	17

## 第 36 号議案

### 令和 5 年度春日井市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度春日井市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

#### （歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,122,800 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 117,939,500 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 5 月 11 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20 繰入金		4,204,489	1,122,800	5,327,289
	1 繰入金	4,204,489	1,122,800	5,327,289
歳入合計		116,816,700	1,122,800	117,939,500

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		53,011,872	1,122,800	54,134,672
	1 社会福祉費	27,384,447	1,122,800	28,507,247
歳出合計		116,816,700	1,122,800	117,939,500

## 第 37 号議案

春日井市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、春日井市市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年5月11日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

## 専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、春日井市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

春日井市長 石 黒 直 樹

## 春日井市市税条例の一部を改正する条例

春日井市市税条例（昭和29年春日井市条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第14項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第15項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第16項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同条第17項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改める。

附則第10条の3第11項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改める。

附則第16条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第

7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則第26条中「第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第32項から第34項まで、第36項、第40項若しくは第44項」を「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第31項から第33項まで、第35項、第39項若しくは第43項」に改める。

## 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 改正後の春日井市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。



## 第 38 号議案

春日井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、春日井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年5月11日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

## 専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、春日井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

春日井市長 石 黒 直 樹

## 春日井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

春日井市国民健康保険税条例（昭和30年春日井市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項第2号中「285,000円」を「290,000円」に改め、同項第3号中「520,000円」を「535,000円」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度までの年度分の国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 第 39 号議案

### 岩成台保育園建替工事（建築）の請負契約について

岩成台保育園建替工事（建築）について次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 5 月 11 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

- 1 工 事 名 岩成台保育園建替工事（建築）
- 2 契 約 金 額 575,080,000円
- 3 契約の相手方 春日井市庄名町字池下804番地1  
株式会社服部工務店
- 4 工 事 内 容 鉄筋コンクリート造2階建  
建築面積 1,120.21㎡  
延べ面積 1,937.40㎡

## 第40号議案

### 岩成台保育園建替工事（機械）の請負契約について

岩成台保育園建替工事（機械）について次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和5年5月11日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

- 1 工 事 名 岩成台保育園建替工事（機械）
- 2 契 約 金 額 177,100,000円
- 3 契約の相手方 春日井市鳥居松町7丁目53番地  
丸水設備株式会社
- 4 工 事 内 容 機械設備工事一式

## 第41号議案

### 前並保育園建替工事（建築）の請負契約について

前並保育園建替工事（建築）について次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和5年5月11日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

- 1 工 事 名 前並保育園建替工事（建築）
- 2 契 約 金 額 647,900,000円
- 3 契約の相手方 春日井市鳥居松町5丁目75番地  
株式会社高柳組
- 4 工 事 内 容 鉄筋コンクリート造2階建  
建築面積 1,221.99㎡  
延べ面積 2,080.42㎡

## 第 42 号議案

### 前並保育園建替工事（機械）の請負契約について

前並保育園建替工事（機械）について次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 5 月 11 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

- 1 工 事 名 前並保育園建替工事（機械）
- 2 契 約 金 額 180,950,000円
- 3 契約の相手方 春日井市妙慶町2丁目119番地  
株式会社本間工業
- 4 工 事 内 容 機械設備工事一式

第 43 号議案

旧西藤山台小学校施設体育館大規模改修その他工事の請負契約について

旧西藤山台小学校施設体育館大規模改修その他工事について次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 5 月 11 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

- 1 工 事 名 旧西藤山台小学校施設体育館大規模改修その他工事
- 2 契 約 金 額 246,400,000円
- 3 契約の相手方 春日井市桃山町 2 丁目 4 番地  
林建設株式会社
- 4 工 事 内 容 体育館大規模改修等工事一式





報告第 10 号

令和 5 年度春日井市一般会計補正予算（第 1 号）の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定により、令和 5 年度春日井市一般会計補正予算（第 1 号）を専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 5 年 5 月 11 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

## 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、令和5年度春日井市一般会計補正予算(第1号)を次のとおり専決処分する。

令和5年4月14日

春日井市長 石 黒 直 樹

## 令和5年度春日井市一般会計補正予算（第1号）

令和5年度春日井市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ366,700千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116,816,700千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		18,073,061	366,700	18,439,761
	2 国庫補助金	3,160,219	366,700	3,526,919
歳入合計		116,450,000	366,700	116,816,700

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		52,645,172	366,700	53,011,872
	2 児童福祉費	20,004,499	366,700	20,371,199
歳出合計		116,450,000	366,700	116,816,700

令和 5 年度

春日井市一般会計補正予算（第 1 号）説明書

1 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総 括

(2) 歳 入

(3) 歳 出

※ 補正予算各表は、特に附記したものを除き、単位千円での表記です。

# 1 歳入歳出補正予算事項別明細書

## (1) 総括

### 歳入

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	18,073,061	366,700	18,439,761
歳入合計	116,450,000	366,700	116,816,700

### 歳出

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
3 民生費	52,645,172	366,700	53,011,872	366,700				
歳出合計	116,450,000	366,700	116,816,700	366,700				



(2) 歳 入

16(款) 国庫支出金

項 目	補正前の額	補正額	計
2(項) 国庫補助金	3,160,219	366,700	3,526,919
2(目) 民生費国庫補助金	1,138,798	366,700	1,505,498

(3) 歳 出

3(款) 民生費

項 目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
2(項) 児童福祉費	20,004,499	366,700	20,371,199	366,700				
2(目) 児童措置費	11,283,749	366,700	11,650,449	366,700				

節		説明
区分	金額	
3 児童福祉費 補助金	366,700	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金

節		説明
区分	金額	
10 需用費	210	子育て世帯生活支援特別給付金事業  需用費(210)の内訳 消耗品費 10 印刷製本費 200
11 役員費	1,540	
12 委託料	4,950	
18 負担金、補助 及び交付金	360,000	